

山田みやこの活動報告

平成31年4月21日(日)

「長期残留神経毒性農薬多様と種子法廃止の意味するものとは？」

～生物多様性喪失と人への健康被害、特に子どもが危ない！～

会場 下野市生涯学習センター

講師 NPO法人民間稲作研究所理事長 稲葉 光圀氏

1960年代から小麦・大豆・油糧作物の輸入増加とともにアレルギー人口が増えた。ポストハーベスト農薬や食品添加物、粗悪な油脂類を使った食べ物が多くなったことや、コーラ・菓子パン・麺製品などで済ます子ども達の増加で“むかつき症候群”(子ども達の言葉「ムカツク」、落ち着きがなくなるという現象)がみえる。

アメリカのナンシー・スアンソン博士の報告では、収穫前の除草剤散布(プレハーベスト)の増加とともにセリアック病(小麦アレルギー・自閉症・多動症)が増え続けている。モンサント社(現バイエル社)のラウンドアップ(グリホサート)と癌発症の因果関係が認定され、320億円の損害賠償が命じられた。しかし日本は、グリホサート規制緩和を行い農薬取締法の改悪で、グリホサート等ジェネリック農薬の手続きを簡略化し、除草剤が氾濫している。

そのためトキ・コウノトリの絶滅被害となった。安全といわれたネオニコチノイド系農薬の国内出荷量と発達障害児の推移が正比例し、血液脳関門の未発達な18歳未満の胎児・乳幼児・青少年に影響が大きい。

主要農産物種子法が廃止され、多国籍巨大種子企業バイエル(旧モンサント)社による農薬、遺伝子組み換え作物の販売戦略が拡大される。未来を担う子ども達のために、国民が取り組む日本農業は環境保全型農業や有機農業による地産地消・JAS有機・無農薬・減農薬でコウノトリ野生復活を目指した豊岡市や、学校給食に有機米を提供するいすみ市など子ども達の未来のために、大人としての責務を果たす動きが出てきている。

